

## 加藤周一の洞察力

加藤周一がどのような人物であったのか、どのような考えの人であったのか、改めて説明する必要はないだろう。文字通り古今東西の文芸に通じ、職業的評論家を自称し、戦後日本を代表する「知の巨人」と呼ばれたが、決して積極的な活動家ではなかった加藤が晩年深く関わった運動が「九条の会」であった。「九条の会」は、日本国憲法の基本理念ともいえるべき第9条の平和条項（第1項の戦争放棄、第2項の武装放棄）が、自民党政権が進める解釈変更、法律改正、行政指導、政府広報、マスコミ動員その他さまざまな方策でなし崩し的に骨抜きされ、日本国が「戦争のできる国」へと一步一步変化させられてゆく状況に危機感を抱いた一部知識人が立ち上げた組織である。

これらの知識人によれば、いま自民党政府はあの手この手を使って憲法を壊そうとしているが、これを許せば、日本は遅かれ早かれ、しかし間違いなく戦争への道——しかも米国が先導する戦争への道——を歩むことになる。戦争は、如何なる大義名分で始められるにせよ、国民の平和で豊かな暮らし、自由で文化的な暮らしとは相いれない。

「九条の会」の人たちによれば、基本的人権を「犯すことのできない永久の権利」と規定している現憲法の規定と、基本的人権の全面的抑圧によって初めて遂行可能になる戦争とは絶対に相いれない。また、戦争はいったん始まってしまえば、始めた人たちもその推移をコントロールすることはできず、手段を選ばない殺し殺される状況に行き着かざるを得ない。したがって、戦争への道を封じるためには、自民党政府が進める憲法破壊を防ぐ有効な手立てを、手遅れにならないうちに国民自身が見つけだし、それによって政治を変えるための国民的運動を組織する必要がある。

加藤が「九条の会」にどのような考えを託していたのかを比較的分かりやすく説明した文章が、『私にとっての20世紀』（岩波現代文庫）の巻末に、第5章「老人と学生の未来——戦争か平和か——」として収められている。これは、短期で終わった第一次安倍政権下の2006年12月に東大の駒場キャンパスで行われた講演（主催は東京大学 加藤周一との対話実行委員会）の記録である。

加藤は、この夕刻から始まった講演を次のように切り出している（引用中[・・]および下線は高田付記）。

「今晚は、老人と学生の話をしようと思います。といっても、憲法との関連で老人と学生の話をしたいと思います。日本国は、いま憲法の改正に向かっているわけですから。」

加藤は、第9条の平和条項とならんでもう一つの憲法の理念である基本的人権（第11条）に触れて、平和憲法を変えて軍備強化、日米軍事同盟の強化を進めようとする安倍政権（当時）の政策はそれだけでも人権の制限に繋がらざるを得ないこと、世の中に「人権尊重を強化する戦争」というものは存在しないことを指摘する。そして、安倍首相が「情勢が変わったから憲法を変えよう」と言いながら、「情勢がどう変わったから、憲法をどう変えるのか」について具体的な説明を何もしていないことを問題にする。

ついで加藤は、戦後の国際情勢の変化を振り返って、朝鮮戦争、ヴェトナム戦争から始

まり、湾岸戦争、さらにアフガニスタン、イラクへと続き、北朝鮮、イラン、シリアが次なる戦争の候補国になっている（現在シリアはすでに泥沼の戦場と化している）と指摘する。要するに、戦後世界では、アメリカが関与する戦争が殆ど切れ目なく続いている。このようなアメリカが関与する戦争が次々と起こるたびに、日本国内では自衛隊の役割や装備の強化が図られ、アメリカのための従軍戦争に備えた政策や法改正が進められてきたが、近年では新ガイドライン関連法案、一連の有事法制が進められ、さらに最近ではこれまでタブーであった「集団的自衛権」が公然と問題になっている。こうした動きは、国旗や国歌の強要、教科書問題、靖国神社参拝など一連の動きと深く繋がっている。こうした状況を、加藤は次のような指摘で総括している。

「防衛問題あるいは安全保障問題に関して言えば、日本のすべてが戦争に向かって進んでいる。国内では戦争に対応できるような法律が、だんだんに積み重ねられています。[これと]反対の方角に新しい法律が通った例はない。全体の流れ・・・の方角が非常にはっきりしている。外国に[米国が関与する]戦争があって、その戦争の中に日本が参加できるような方角へ法律を変えている」

次いで加藤は、戦争体制の重要な構成部分としての、大衆を戦争の方向にかりたてる、政治による大衆扇動の問題を取り上げる。

「思想的な正当化を伴わない、あるいは感情的な扇動を伴わない戦争と言うのはない・・・ギリシャの昔から、あるいは春秋戦国の時代から、戦争の正当化と感情的に大衆を先導することを伴わない戦争というのではない」「戦争の方に向かうということは国民の洗脳を伴うのです」

晩年に残された気力と体力を「九条の会」に委ねた加藤の思いは、「いま[日本国は]分かれ道に来ているから、もし戦争がいやだったら、あるいは批判するのだったら、ここでがんばらないと取り返しがつかい」という言葉に凝集されている。

加藤は憲法改正の具体的な論点に触れて、「もし集団的自衛権というのを行使して海外派兵をすれば、[自衛隊員は]実際に発砲することになります。戦争というのはそういうことです。」したがって、今日憲法をめぐる問題というのは、そんなに複雑なことではなく、「九条があるので戦争をしなかった」「戦争による犠牲者を出さずにきた」、そういうことを変えるか変えないかということだと述べている。

第二次大戦後、ドイツやフランスではたびたび憲法改正が行われている。日本国憲法にも改正の手続きが定められており、憲法が一切の改正の許されない「不磨の大典」ではないことを示している。しかし、憲法の本質そのものを真っ向からひっくり返し、国民の永久の権利に確実に抵触するような改正が、憲法の体系自体の中に含まれているかどうかは、国民は大いに疑問としなければならないと加藤は断じる。

それでは、加藤は「九条の会」が呼びかける憲法擁護の国民的運動の展望をどのように語るのだろうか。ここで加藤は、68年の安保闘争と目下の状況とを次のように比較する。つまり、68年の時には、日本の若い人たちは、憲法が認める手段＝デモという形で鋭

く反応した。しかし、あの当時日本の老人の多くは、あんまり反応しなかった。これと対照的に、今度の[安倍政権が進めようとする] 憲法改正問題では、老人は 68 年問題とは比較にならない程熱心に、かつ怒りをこめて、反応している。これに対して、学生さんはわりと静かに見える。こうした観察を踏まえて加藤は、次のような注目すべき展望をこの夜の聴衆に披歴している。

「もし、現在の憲法の改正の問題について、学生さんが発言してくれれば、そして、老人と学生が一体化すれば、たぶん、憲法改正から九条の廃止という[安倍内閣と与党の]計画は挫折すると思います」言い換えれば、「学生さんと老人とは結託すれば実に面白いことで、日本の社会は危機を脱することができると思う」。

それでは、学生と老人とが力を合わせる絆はどこに在るのだろうか。加藤によれば、学生と老人の共通性は、「自由」だという一点にある。日本社会では、人々はいろいろなしがらみで団体、企業、組織からの圧力を受け、自由に発言したり行動したりするのが難しい。しかし、学生は、受験戦争と会社人間としてのプレッシャーから解放され、4年間という人生全体から見れば束の間であっても、相当程度の自由を謳歌することができる。同様に、定年後の老人も、会社を始めさまざまな団体からの息苦しいプレッシャーから解放され、比較的自由に考え、行動することができる。だから、人生で束の間の自由を謳歌できる学生と老人とは、「自由な精神の共同・協力」を目指して同盟することが可能である、と講演は締めくくられている。

8月30日の国会前行動では、10年近く前に、そして、くしくも同じ安倍政権によって性懲りもなく改憲策動が進められている危急の時に、加藤が「扇動」した「学生さんと老人の同盟」がみごとに形成され、戦争法案反対、安倍政権退陣を要求する力強い声を国会構内に響かせていた。ただし、今回の国会前の「同盟」には、加藤が呼びかけた「学生さんと老人の同盟」に留まらない、多くの中年男女、幼児や学童を抱える母親達、労働組合や地域の活動家、著名な文化人やメディア関係者、法曹関係者など、ほとんどあらゆる分野で現在の安倍政権の暴走に危機感と怒りを覚える人たちが参加し、「学生と老人の同盟」を包み込んでいた。9月18日深夜に参議院で法案が可決された後にも、この広がった「同盟」は胡散霧消せず、国内のいたるところで毎日のように戦争法廃止、安倍退陣を要求して多彩で創意に満ちた運動を繰り広げている。

この新しい「同盟」の強みは、久しぶりに学生と老人が「結託」したというだけではない。抗議行動に参加した人々を大きく勇気づけたのは、民主党、共産党など野党が、多くの参加者の要望に応える形で、党派を超えて手を結び、国会周辺を埋め尽くした参加者の前で、共闘の姿勢を明らかにしたことであった。ここには、沖縄で輝かしい実績を挙げた「オール沖縄」の教訓が生かされていた。さらに、法案可決後に日本共産党の志位委員長が提起した戦争法廃止、安倍内閣打倒のための国民連合政府の呼びかけが国民の間に現実味をもって歓迎されている状況も、68年段階と異なった政治状況を示している。そして、このような新しい政治状況を切り開く上で、SHIELDSを中心とする学生運動が果たした役

割は特筆に値するものであった。その意味で、先の講演で学生が「日本社会を根本的に変える力」を持っていると熱く訴えた加藤の洞察力に、あらためて驚きの感を禁じ得ないの  
である。